

区の安全・安心まちづくり事業の概要について

1 文京区安全・安心まちづくり条例

(1) 施行日 平成17年4月1日

(2) 目的 区域内における犯罪、災害及び事故の防止に関し、区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等の責務を明らかにし、安全・安心まちづくり（犯罪、災害及び事故を防止し、心地よい地域環境の整備を推進する活動をいう。）を推進し、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(3) 主な特徴

ア 安全・安心まちづくりを区民、地域活動団体、事業者、関係行政機関及び区が連携・協力して進めるとともに、犯罪、災害及び事故に備えるよう努めなければならない。

イ 安全・安心まちづくりを進めるに当たっては、何人も自由及び権利を尊重しなければならない。

ウ 地域活動団体の申請に基づき、特定の施策を推進する地区を指定することができる。

2 「安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区（推進地区）」の指定

(1) 推進地区の種類

ア 通学路の安全対策を推進する地区

イ 自転車の安全運転を推進する地区

ウ 防犯対策を推進する地区

エ 区長が特に必要があると認めた地区

(2) 推進地区指定の申請

ア 推進地区の指定は、地域活動団体の申請に基づき行う。

イ 推進地区指定の申請は、次のいずれにも該当しなければならない。

(ア) 申請しようとする者が申請に係る地区において、自主的かつ積極的に安全・安心まちづくりを行っていること。

(イ) 申請に係る地区の区民、他の地域活動団体、事業者等の賛同を得ていること。

(3) 推進地区指定に係る協議会の審議

区長は、推進地区の指定の申請があったときは、協議会に意見を求めるほか、当該地区の区民等に意見を求めるものとする。

(4) 推進地区の指定

区長は、協議会の意見及び当該地区の区民等の意見を総合的に考慮して、推進地区を指定する。

※ 令和4年度末現在の指定状況は、別添リーフレット「文の京 安全・安心まちづくり」のとおり

3 安全・安心まちづくり事業補助

(1) 安全・安心まちづくり推進地区への活動支援

- ア 防犯カメラ等の防犯設備整備費用の補助
- イ 防犯カメラの維持管理費用の補助
- ウ 防犯カメラの電気料金及び電柱使用料金等の補助
- エ 安全・安心まちづくり活動に必要な装備品購入費用の補助

(2) 自主防犯活動などを行う団体への支援

- ア 安全・安心まちづくり活動に必要な装備品等の購入費用の補助
- イ 青色防犯パトロールカーの運行に必要な燃料費の補助

4 「文の京」安心・防災メール配信

(1) 対象者 パソコンやスマートフォンでインターネット接続できる環境にある希望者

(2) 配信情報 ア 防犯等安心情報

- ・子どもの安全に係わるもの
- ・緊急事件
- ・その他必要があると認めるもの

- | | | |
|------------|-----------|-------------|
| イ 全国の震度情報 | ウ 区の震度情報 | エ 区の気象情報 |
| オ 神田川の水位情報 | カ 区内の雨量情報 | キ 熱中症警戒アラート |
| ク 週間天気予報 | ケ 災害情報 | コ その他情報 |

5 青色防犯パトロールカー運行

区民ボランティア団体（2団体）が所有する車両及び区庁有車に青色回転灯を装着し、区民及び区職員が区内の通学路等を巡回して防犯パトロール活動を行っている。

また、不審者情報の提供を受けて登下校時間にあわせた青色防犯パトロールを実施している。

6 パトロール用資器材貸出し

子どもが行うパトロールなどで使用する子どもサイズのベスト（ぶんちゃんパトロールベスト）等の貸出しを行う。

7 地域安全教室等の開催

子どもやその保護者、高齢者、地域住民等を対象に、危険な場所や危険に遭遇したときどうすればよいか、犯罪に遭わないためにはどうすればよいかなど、子どもや高齢者を犯罪等から守るための教室やキャンペーンを開催する。

8 自動通話録音機の無償貸与

高齢者等に対する特殊詐欺等の未然防止対策として、自動通話録音機（固定電話機に接続し、通話を自動で録音する機能を有する機器）を、設置を希望する区民に、区役所及び区内4警察署の窓口において無償で貸与する。

9 文京区客引き行為等の防止に関する条例

(1) 施行日 平成29年7月1日

(2) 目的 地域において、客引き行為等が課題となっていることから、本区における区内全域の客引き行為等を防止し、繁華街における安全対策を強化するとともに、安全で快適な地域環境の確保を図ることを目的とする。

(3) 対象及び禁止行為

- ・対象：酒類を提供する飲食店（居酒屋、キャバクラ等）、カラオケ店等
- ・禁止行為：公共の場所における客引き行為、勧誘行為、客待ち等

(4) 客引き行為等防止特定地区

重点的に取り組んでいく地域として、平成29年7月1日に「湯島地区客引き行為等防止特定地区」（湯島三丁目33～47番）を指定した。

(5) 特定地区内での指導等の措置（平成29年10月1日～）

- ・違反者には指導を行う。
- ・指導に従わない場合には、警告・勧告を行い、さらに勧告に従わない場合は、氏名等の公表のほか、5万円以下の過料を課す。

(6) 台東区との連携

条例の制定に当たり、湯島地区仲町通りを中心とした地域で隣接する台東区と協議を重ね、条例の制定時期や内容等の足並みを揃えた。また、客引き行為等の防止対策について両区で協定を締結し、連携・協力を図りながら、効果的な推進を図る。